

議案第 1 0 2 号

さいたま市情報公開条例及びさいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市情報公開条例及びさいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 6 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市情報公開条例及びさいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(さいたま市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市情報公開条例 (平成 1 3 年さいたま市条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第 1 章 総則 (第 1 条 第 4 条)</u></p> <p><u>第 2 章 行政情報の開示等 (第 5 条 第 2 0 条)</u></p> <p><u>第 3 章 情報公開の総合的な推進 (第 2 1 条 第 2 4 条)</u></p> <p><u>第 4 章 補則 (第 2 5 条 第 2 9 条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 章 総則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>市民の知る権利を保障するために、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>行政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民と市が行政情報を共有することによる市民の市政への参加の促進を図り、もって市政に対する市民の理解と</u></p>

進を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他の資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において閲覧に供し、又は貸し出されるもの

ウ [略]

(3) 行政情報の開示 実施機関が、この条例の定めるところにより行政情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政情報の開示を求める市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

2 [略]

(利用者の責務)

第4条 行政情報の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 行政情報の開示等

(開示請求権)

第5条 何人も、実施機関に対し、行政情報の開示を請求することができる。

信頼を深め、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供しているもの

イ [略]

(3) 行政情報の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより行政情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政情報の公開を求める市民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

2 [略]

(利用者の責務)

第4条 行政情報の公開を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(行政情報の公開を請求できる者)

第5条 次に掲げる者は、実施機関に対し、行政情報の公開を請求することができる。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定により行政情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) [略]
 - (2) 行政情報の名称その他の開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項
 - (3) [略]
- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政情報の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。

- (1)~(7) [略]

(部分開示等)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみ

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している行政情報の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定により行政情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) [略]
 - (2) 行政情報の名称その他の公開請求に係る行政情報を特定するために必要な事項
 - (3) [略]
- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

- (1)~(7) [略]

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る行政情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみ

なして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示することができる。

（行政情報の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示するときは、全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

（理由付記等）

第12条 実施機関は、前条各項の規定により開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る行政情報が期間の経過により開示することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記するものとする。

（開示決定等の期限）

第13条 第11条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長すること

なして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政情報を公開することができる。

（行政情報の存否に関する情報）

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する措置）

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開するときは、全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政情報を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

（理由付記等）

第12条 実施機関は、前条各項の規定により公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る行政情報が期間の経過により公開することができるようになる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記するものとする。

（公開決定等の期限）

第13条 第11条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長すること

ができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、同項に規定する期間内に、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第14条 開示請求に係る行政情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 残りの行政情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第15条 実施機関は、開示請求に係る行政情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、行政情報の開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該行政情報の開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 開示請求に係る行政情報に市、国等及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政情報の名称

ができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、同項に規定する期間内に、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第14条 公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 残りの行政情報について公開決定等をする期限

(事案の移送)

第15条 実施機関は、公開請求に係る行政情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開決定をしたときは、当該実施機関は、行政情報の公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該行政情報の公開の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 公開請求に係る行政情報に市及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政情報の名称その他

その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、開示請求に係る行政情報に国等に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該国等に対し、必要な意見照会をすることができる。

（開示の実施）

第17条 行政情報の開示の実施は、次の各号に掲げる行政情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による行政情報の開示にあつては、実施機関は、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(1)～(3) [略]

（費用負担）

第18条 行政情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 [略]

（不服申立てがあった場合の手続）

第19条 開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立

市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者（国等を除く。以下この項において同じ。）に対し、公開請求に係る行政情報の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を公開しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第17条 行政情報の公開の実施は、次の各号に掲げる行政情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による行政情報の公開にあつては、実施機関は、当該行政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(1)～(3) [略]

（費用負担）

第18条 行政情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 [略]

（不服申立てがあった場合の手続）

第19条 公開決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立

てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。

- (1) [略]
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第3章 情報公開の総合的な推進

てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てについての決定又は裁決をしなければならない。

- (1) [略]
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政情報の全部を公開するとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした処分庁又は審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第20条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る行政情報を公開する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（行政情報の任意的公開）

第21条 実施機関は、第5条の規定により行政情報の公開を請求することができる者以外の者から行政情報の公開の申出があった場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

（検索資料の作成等）

第22条 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第21条 実施機関は、行政情報の開示を行うとともに、情報提供（市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう提供することをいう。以下同じ。）により、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供に係る実施機関の措置等)

第22条 実施機関は、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 情報提供に係る制度の整備及び拡充
- (2) 情報提供に係る施設及び方法の充実

2 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、効果的な情報提供に努めるものとする。

(会議の公開)

第23条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等により公開しないこととされている場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(出資法人等の情報公開)

第24条 市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）及び地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（出資法人を除く。以下この条において「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨に即して、出資法人の保有する情報の公開及び指定管理者が保有する情報であって当該指定管理者が管理を行う回法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開に関し、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、

(情報提供の推進)

第23条 実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、行政情報の公開を行うほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供に努めるものとする。

2 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、市政に関する情報を効果的に提供するよう努めるものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第24条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(出資法人等への要請)

第25条 市長は、市が出資している法人で規則で定めるもの及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（市が出資している法人で規則で定めるものを除く。以下この条において「指定管理者」という。）に対し、この条例の趣旨に即して、当該法人の保有する情報及び指定管理者が保有する情報であって当該指定管理者が管理を行う地方自治法第244条第1項に規定する公の施設に関する情報の公開に関し、市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

前項の措置を講ずるよう指導するものとする。

第4章 補則

(検索資料の作成等)

第25条 実施機関は、行政情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第26条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、別に定めるさいたま市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第27条 市長は、毎年1回、各実施機関における行政情報の開示等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第28条 [略]

第29条 [略]

附 則

1 [略]

(適用)

2 この条例は、次に掲げる行政情報について適用する。

(1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した行政情報

(2) 合併前の浦和市、大宮市及び与野市並びに編入前の岩槻市並びに解散前の埼玉県南水道企業団から承継された行政情報

(実施状況の公表)

第26条 市長は、毎年1回、各実施機関における行政情報の公開等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第27条 [略]

第28条 [略]

附 則

1 [略]

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した行政情報について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の浦和市、大宮市及び与野市並びに解散前の埼玉県南水道企業団から承継された行政情報(次項及び第5項においてこれらを「承継行政情報」という。)については、適用しない。

(承継行政情報の任意的公開)

4 実施機関は、承継行政情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

5 第18条の規定は、前項の規定による承継行政情報の公開について準用する。

<p>3 [略]</p> <p>(岩槻市の編入に伴う経過措置)</p> <p>4 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市情報公開条例(平成10年岩槻市条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>	<p>6 [略]</p> <p>(岩槻市の編入に伴う経過措置)</p> <p>7 この条例は、編入前の岩槻市から承継された行政情報で、平成13年5月1日以後に編入前の岩槻市情報公開条例(平成10年岩槻市条例第28号。以下「編入前の岩槻市条例」という。)に規定する実施機関が作成し、又は取得したものに適用する。</p> <p>8 実施機関は、編入前の岩槻市から承継された行政情報で、平成13年5月1日前に編入前の岩槻市条例に規定する実施機関が作成し、又は取得したもの(次項において「承継岩槻行政情報」という。)について公開の申出があったときは、これに<u>応ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>9 第18条の規定は、前項の規定による承継岩槻行政情報の公開について準用する。</p> <p>10 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p>
---	---

(さいたま市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(開示請求の方法)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を<u>求めることができる</u>。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>(開示請求の方法)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を<u>求めなければならない</u>。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならな</p>

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第22条 開示請求に係る個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

3 [略]

4 前3項に定めるもののほか、開示請求に係る個人情報に国等に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該国等に対し、必要な意見照会をすることができる。

(出資法人等の個人情報保護)

第42条 市が出資している法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)及び指定管理者(出資法人を除く。)は、この条例の趣旨に即して、出資法人の保有する個人情報の保護及び指定管理者が保有する個人情報であって当該指定管理者が管理を行う地方自治法第244条第1項に規定する公の施設に関する個人情報の保護に関し、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前項の措置を講ずるよう指導するものとする。

い。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第22条 開示請求に係る個人情報に市及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者(国等を除く。以下この項において同じ。)に対し、開示請求に係る個人情報の名称その他市長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) [略]

3 [略]

(出資法人等への要請)

第42条 市長は、市が出資している法人で規則で定めるもの及び指定管理者(市が出資している法人で規則で定めるものを除く。)に対し、この条例の趣旨に即して、当該法人の保有する個人情報及び指定管理者が保有する個人情報であって当該指定管理者が管理を行う地方自治法第244条第1項に規定する公の施設に関する個人情報の保護に関し、市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前のさいたま市情報公開条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で当該実施機関による決

定その他の処分がなされていないものは、同条の規定による改正後のさいたま市情報公開条例の相当規定により実施機関に対してされた請求その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前のさいたま市個人情報保護条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で当該実施機関による決定その他の処分がなされていないものは、同条の規定による改正後のさいたま市個人情報保護条例の相当規定により実施機関に対してされた請求その他の行為とみなす。

(さいたま市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

4 さいたま市議会政務調査費の交付に関する条例(平成21年さいたま市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(収支報告書等の閲覧) 第15条 [略] 2 議長は、前項の規定による請求があつたときは、 <u>不開示情報</u> (さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第7条に規定する不開示情報をいう。)が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。	(収支報告書等の閲覧) 第15条 [略] 2 議長は、前項の規定による請求があつたときは、 <u>非公開情報</u> (さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第7条に規定する非公開情報をいう。)が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

(さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

5 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成13年さいたま市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>情報公開条例第11条</u>各項の決定（以下「<u>行政情報開示決定等</u>」という。）に係る行政情報又は<u>個人情報保護条例第18条</u>各項の決定（以下「<u>個人情報開示決定等</u>」という。）に係る個人情報若しくは同条例第26条第1項若しくは第2項の決定（以下「<u>訂正決定等</u>」という。）に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報及び個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>行政情報開示決定等</u>に係る行政情報又は<u>個人情報開示決定等</u>若しくは<u>訂正決定等</u>に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>情報公開条例第11条</u>各項の決定（以下「<u>公開決定等</u>」という。）に係る行政情報又は<u>個人情報保護条例第18条</u>各項の決定（以下「<u>開示決定等</u>」という。）に係る個人情報若しくは同条例第26条第1項若しくは第2項の決定（以下「<u>訂正決定等</u>」という。）に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報の<u>公開</u>及び個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、<u>公開決定等</u>に係る行政情報又は<u>開示決定等</u>若しくは<u>訂正決定等</u>に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 [略]</p>